

東大阪市高齢者詐欺被害防止事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、振り込め詐欺被害等防止機器や迷惑防止機能付き電話機（以下「機器」という。）を貸与することにより、高齢者への詐欺、その他消費者被害を未然に防止することを目的とし設置する。

また、利用者の了解のもと録音、その他のデータの活用等により、被害の低減を図るとともに、情報提供を利用者が了承した場合のみ、地域包括支援センターにその情報を提供し、地域の中での見守りによる、支え合いを促進することを目的とする。

(実施主体・運営主体)

第2条 この事業の実施主体は、東大阪市とし、運営主体は、社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）とする。

(関係機関との連絡)

第3条 協議会は、この事業の実施にあたり、関係機関と連絡を密にし、その円滑な運営にあたるものとする。

(利用者)

第4条 この事業の利用者は、市内に居住する65歳以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ①市内在住で65歳以上の方が居住する世帯
- ②前号に掲げるもののほか、協議会会長が必要と認める者

(利用の申請及び決定)

第5条 機器を利用しようとする者は、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業利用申請書（様式第1号）を協議会に提出するものとし、世帯につき1台限りとする。ただし、原則5年を経過し故障などがある場合は再申請することができるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により期限内に受理した申請書を審査し、貸与できるか否かの判断を行い、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業利用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 協議会は、前項の規定により利用を承認した者（以下「利用者」という。）について、機器の利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(機器の貸与)

第6条 協議会は、利用者に対し、次のいずれかの機器を貸与する。

- ①振り込め詐欺被害等防止機器本体、電話機接続用モジュラーケーブル
- ②迷惑防止機能付き電話機

(貸与期間)

第7条 貸与期間は、設置日から1年間とする。ただし、利用者より利用の取消しの申し出があった場合はこの限りではない。

- 2 利用者から貸与期間満了の1か月前までに特段の申し出がないかぎり、貸与期間満了後は、機器を利用者に譲渡する。

(機器の管理)

第8条 第7条第1項の期間において、利用者は貸与された機器の管理については、次の各号を遵守することとする。

- ①利用者は、貸与された機器を善良管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。

②利用者は、貸与された機器を譲渡、貸与、又は担保に供してはならない。

③利用者は、貸与された機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに協議会に届け出なければならない。

(録音等データの取扱い)

第9条 利用上機器に保存された録音、その他のデータの所有権は、利用者に帰属する。但し、貸与期間内に協議会が必要と認める場合には、利用者は同意のうえ、録音、その他のデータの提供に協力するものとする。

(緊急連絡先)

第10条 機器の緊急通報システム機能の利用に際し、緊急連絡先については、利用者の申し出及び相手先の了解を得て登録するものとする。

2 緊急連絡先がない場合でも機器利用の申請はできるものとする。

(変更の届出)

第11条 利用者は、貸与期間内に利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに東大阪市高齢者詐欺被害防止事業変更届出書(様式第3号)を協議会に届け出るものとする。

①利用者の住所又は電話番号に変更があったとき。

②世帯構成及び緊急連絡先に変更があったとき。

③第4条に定める利用者に該当しなくなったとき。

(利用の取消及び機器の返還)

第12条 協議会は、貸与期間内に利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業取消通知書(様式第4号)により、利用承認の取消しを通知し、貸与した機器を返還させるものとする。

①第4条に定める利用者に該当しないと認められるとき。

②この要綱に違反したとき。

③利用者から利用の取消しの申出があったとき。

(取り外しの届出)

第13条 利用者は、貸与期間内に取り外しを希望する場合は、東大阪市高齢者詐欺被害防止事業機器取り外し申請書(様式第5号)を協議会に届け出るものとする。

(費用負担)

第14条 利用者は、機器の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を自己負担するものとする。

①機器の修繕費(貸与期間内の修繕を除く。)及び機器付属以外の備品代(予備のマイクロSDカード等)及び電気代、通話テスト時の通話代

②第7条第1項における貸与期間満了後の撤去費用及びその他前号以外にかかる費用

③利用者の故意また過失により機械の故障が発生する修理及び再設置代

(社会福祉協議会への協力)

第15条 利用者は、第1条に掲げる目的の達成に必要となる、協議会からのアンケート調査等の依頼協力するものとする。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

施設名		所在地	電話番号	FAX番号	日常生活圏域 (中学校区)	小学校区
東 地 域	地域包括支援センター ピオスの丘	〒579-8003 東大阪市日下町4-1-42	072-986-0211	072-980-7759	孔舎衛	孔舎衛 孔舎衛東
	地域包括支援センター 布市福寿苑	〒579-8014 東大阪市中石切町3-5-12-101	072-987-8012	072-987-8014	石切	石切 石切東
	地域包括支援センター 千寿園	〒579-8024 東大阪市南荘町13-38	072-983-7725	072-983-7701	枚岡	枚岡東 枚岡西
	地域包括支援センター 福寿苑	〒579-8041 東大阪市喜里川町2-18	072-985-8884	072-985-8885	縄手北	縄手北 縄手東
	地域包括支援センター 四条	〒579-8051 東大阪市瓢箪山町6-17-101	072-940-7568	072-940-7578	縄手	縄手 上四条
	地域包括支援センター なるかわ苑	〒579-8062 東大阪市内上六万寺町13-40	072-986-3682	072-988-0134	くすは縄手南	
	地域包括支援センター 池島	〒579-8064 東大阪市池島町3-3-45	072-929-8267	072-929-8278	池島学園	
中 地 域	地域包括支援センター みのわの里	〒578-0915 東大阪市古箕輪1-3-28	072-964-1011	072-964-3060	盾津東	北宮 加納
	地域包括支援センター 春光園	〒578-0954 東大阪市横枕8-34	072-960-8666	072-961-2050	盾津	成和 弥栄 鴻池東
	地域包括支援センター アーバンケア島之内	〒578-0982 東大阪市吉田本町1-10-13	072-960-6072	072-960-6080	英田	英田北 英田南
	基幹型地域包括支援センター 東大阪市社会福祉協議会角田	〒578-0912 東大阪市角田2-3-8	072-963-6663	072-963-2020	玉川	玉川 岩田西
	地域包括支援センター 向日葵	〒578-0932 東大阪市玉串町東1-10-20	072-966-2018	072-966-5015	花園	花園 玉串 花園北
	地域包括支援センター アンパス東大阪	〒578-0943 東大阪市若江南町3-7-7	06-4307-0165	06-4307-0444	若江	玉美 若江
西 地 域	地域包括支援センター サンホーム	〒577-0034 東大阪市御厨南3-1-18	06-7670-3700	06-6787-3885	意岐部	意岐部 意岐部東
	地域包括支援センター アーバンケア稲田	〒577-0004 東大阪市稲田新町1-10-1	06-6748-8009	06-6748-8010	楠根	楠根 楠根東
	地域包括支援センター アーバンケア新喜多	〒577-0046 東大阪市西堤本通西1-2-18	06-6784-0001	06-6784-7771	新喜多	西堤 藤戸
	地域包括支援センター レーベンズポルト	〒577-0054 東大阪市高井田元町1-19-24	06-6782-1313	06-6782-1314	高井田	森河内 高井田西
					長栄	長堂 高井田東
	地域包括支援センター ヴェルディ八戸ノ里	〒577-0803 東大阪市内下小阪4-7-36	06-6727-0213	06-7638-1024	小阪	小阪 八戸ノ里 八戸ノ里 東
	地域包括支援センター たちばなの里	〒577-0846 東大阪市岸田堂北町6-1	06-6224-5112	06-6724-8232	布施	荒川 布施
	地域包括支援センター イースタンピラ	〒577-0834 東大阪市柏田本町7-8	06-6728-3099	06-6728-3092	柏田	長瀬西 柏田
					長瀬	長瀬南 大蓮
地域包括支援センター 上小阪	〒577-0813 東大阪市内新上小阪11-2	06-6726-3040	06-6730-7168	上小阪	桜橋 上小阪	
地域包括支援センター くつろぎ	〒577-0817 東大阪市内近江堂2-10-41	06-6730-7715	06-6730-7716	金岡	長瀬北 長瀬東	
				弥刀	弥刀 弥刀東	